別表第八のニひまし油の項の次に次のように加える。

ぎ酸セシウム（水溶液）	Cesium formate solution	S／P	3	2G	開放	不要	NF	開放	不要	x	不要	1. 19. 6								

別表第八のニフタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が9から10までのもの及びその混合物に限る。）の項の次に次のように加える。

チオ燐酸ジアルキルナトリウム塩（水溶液）	Dialkyl thiophosphates sodium salts solution	S／P	2	2G	制御	不要		Yes	制限	T	A，C	x	不要	1. 12. 3，1. 12. 4，1. 19. 6						

別表第八のニ2，2－ジクロロプロピオン酸の項の次に次のように加える。

ジシクロペンタジエン及びその二量体の混合物（ジシクロペンタジエンの濃度が81質量%から89質量%までのものに限る。）	Dicyclopentadiene, Resin Grade, 81-89 %	S／P	2	2G	制御	不活性	T 2 II B	No	密閉	F－T	A，B，C	x	E	1. 12，1. 13，1. 17，1. 19						

別表第八のニ2，3－ペンタジエンの項の次に次のように加える。

1，3－ペンタジエン（濃度が50%を超えるものに限る。）、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物	1，3-Pentadiene (greater than 50%), cyclopentene and isomers, mixtures	S／P	2	2G	制御	不活性	T 3 II B	No	密閉	F－T	A，B，C	x	E	1. 12，1. 13，1. 17，1. 19						

別表第八のニ3，3－ジメチルペンチルケトンの項の次に次のように加える。

N－メチルアニリン	N-Methylaniline	S／P	2	2G	制御	不要		Yes	制限	T	A，C	B，								不要
1－フェニルエタノール及びアセトフェノンの混合物（アセトフェノンの濃度が15質量%以下のものに限る。）	alpha-Methylbenzyl alcohol with acetophenone (15% or less)	S／P	2	2G	制御	不要		Yes	密閉	T	A，C	B，	x							E
2－メチルグルタロニトリル及び2－エチルブタンジニトリルの混合物（2－エチルブタンジニトリルの濃度が12質量%以下のものに限る。）	2-Methylglutaronitrile with 2-Ethylsuccinonitrile (12% or less)	S	2	2G	制御	不要		Yes	密閉	T	A，C	B，	x							E

別表第八の二ぎ酸メチルの項の次に次のように加える。

リグニンスルホン酸マグネシウム塩（水溶液）	Ligninsulfonic acid, magnesium salt solution	P	3	2G	開放	不要		Yes	開放	不要	A，C	x	不要							

別表第八の二ラウリン酸の項の次に次のように加える。

ジャトロファ油	Jatropha oil	P	2 k																	

別表第八の二イソプロピルエーテルの項の次に次のように加える。

ぎ酸の混合物（プロピオン酸の濃度が18質量%以下のものであって、ぎ酸ナトリウムの濃度が25質量%以下のものに限る。）	Formic acid mixture (containing up to 18 % propionic acid and up to 25% sodium formate)	S／P	3	2G	制御	不要		Yes	制限	T[5]	A，C	x	不要	1. 11. 2～1. 11. 4，1. 11. 6～1. 11. 8，1. 12. 3，1. 12. 4，1. 19. 6						

別表第八の二ホワイトスピリット（芳香族系成分の濃度が15質量%以下であって、20質量%以下のものに限る。）の項の次に次のように加える。

臭化ナトリウム（水溶液）（濃度が50質量%未満のものに限る。）	Sodium bromide Solution (less than 50%)	S／P	3	2G	開放	不要	NF	制限	不要	不要	x	不要	1. 19. 6							

別表第八の二水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合物（水溶液）（水素化ほう素ナトリウムの濃度が15質量%以下のものに限る。）の項の次に次のように加える。

ポリエチレングリコールメチルブテニルエーテル（分子量が1000を超えるものに限る。）	Poly (ethylene glycol) methylbutenyl ether (MW>1,000)	P	3	2G	開放	不要		Yes	開放	不要	A，C	x	不要							

別表第八の二ポリエチレングリコールジメチルエーテルの項の次に次のように加える。

1，3－ペンタジエン（濃度が50%を超えるものに限る。）、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物	1，3-Pentadiene (greater than 50%), cyclopentene and isomers, mixtures	S／P	2	2G	制御	不活性	T 3 II B	No	密閉	F－T	A，B，C	x	E	1. 12，1. 13，1. 17，1. 19						

別表第八の二1，3－ペンタジエンの項の次に次のように加える。

1，3－ペンタジエン（濃度が50%を超えるものに限る。）、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物	1，3-Pentadiene (greater than 50%), cyclopentene and isomers, mixtures	S／P	2	2G	制御	不活性	T 3 II B	No	密閉	F－T	A，B，C	x	E	1. 12，1. 13，1. 17，1. 19						

別表第八のニホワイトスピリット（芳香族系成分の濃度が15質量%以下であって、20質量%以下のものに限る。）の項の次に次のように加える。

臭化ナトリウム（水溶液）（濃度が50質量%未満のものに限る。）	Sodium bromide Solution (less than 50%)	S／P	3	2G	開放	不要	NF	制限	不要	不要	x	不要	1. 19. 6							

別表第八の二水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合物（水溶液）（水素化ほう素ナトリウムの濃度が15質量%以下のものに限る。）の項の次に次のように加える。

ポリエチレングリコールメチルブテニルエーテル（分子量が1000を超えるものに限る。）	Poly (ethylene glycol) methylbutenyl ether (MW>1,000)	P	3	2G	開放	不要		Yes	開放	不要	A，C	x	不要							

別表第八のニポリエチレングリコールジメチルエーテルの項の次に次のように加える。

1，3－ペンタジエン（濃度が50%を超えるものに限る。）、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物	1，3-Pentadiene (greater than 50%), cyclopentene and isomers, mixtures	S／P	2	2G	制御	不活性	T 3 II B	No	密閉	F－T	A，B，C	x	E	1. 12，1. 13，1. 17，1. 19						

別表第八のニ1，3－ペンタジエンの項の次に次のように加える。

1，3－ペンタジエン（濃度が50%を超えるものに限る。）、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物	1，3-Pentadiene (greater than 50%), cyclopentene and isomers, mixtures	S／P	2	2G	制御	不活性	T 3 II B	No	密閉	F－T	A，B，C	x	E	1. 12，1. 13，1. 17，1. 19						

別表第八のニホワイトスピリット（芳香族系成分の濃度が15質量%以下であって、20質量%以下のものに限る。）の項の次に次のように加える。

臭化ナトリウム（水溶液）（濃度が50質量%未満のものに限る。）	Sodium bromide Solution (less than 50%)	S／P	3	2G	開放	不要	NF	制限	不要	不要	x	不要	1. 19. 6							

別表第八のニ水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合物（水溶液）（水素化ほう素ナトリウムの濃度が15質量%以下のものに限る。）の項の次に次のように加える。

リグニン（木材から生成するものに限る。）、酢酸ナトリウム及びジュウ酸ナトリウムの混合物	Wood lignin with sodium acetate/oxalate	S／P	3	2G	開放	不要	NF	開放	不要	不要	x	不要								

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に日本船舶を所有できない者が所有する小型容器、大型容器、ＩＢＣ容器、ポータブルタンク又は高圧容器に付された表示については、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示第十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第千三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十三年十二月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年国土交通省告示第千二百三十二号松山広域都市計画道路事業一・四・一号自動車専用松山外環状線

三　事業施行期間　自平成二十一年十一月二十日至平成二十九年八月三十一日